

第 53 回原状回復対策協議会（9 月 8 日開催）について

平成 24 年 9 月 8 日に開催された第 53 回原状回復対策協議会で、次のことが話し合われました。

1 平成 24 年度の廃棄物掘削・搬出状況について

廃棄物の掘削は、8 月 6 日から O 地区北東部の掘削に着手しました、今後は、残る E 地区東部及び K 地区北東部の掘削に順次着手する予定です。

2 汚染土壌対策について

(1) 不飽和帯（地下水面よりも上の部分）については、24 年 8 月末で全て浄化が完了しました。

(2) 飽和帯（地下水面よりも下の部分）については、1,4-ジオキサンを除いて、7 月末で、N 地区の浄化対象 87 区画のうち 80 区画（91.9%）で、その他の地区でも浄化対象 215 区画のうち 158 区画（73%）で浄化完了と順調に浄化が進んでいます。

3 特定産業廃棄物に起因する支障除去事業に係る実施計画の変更について

平成 24 年 8 月 22 日「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布され、同日施行されました。この法律により、県境産廃などの不法投棄事案に対する支援措置の期限が、当初の平成 24 年度末から平成 34 年度末まで 10 年間延長されました。

岩手県では、今回の法改正を受け、原状回復事業の計画を次のとおり見直すことを検討しています。

(1) 産業廃棄物の投棄量等の変更※

廃棄物・汚染土壌の除去作業の進捗に伴い、当初推定していた深度・範囲を超えて廃棄物（土壌汚染）を確認したため増加するものです。

※ 廃棄物撤去・処分事業については、当初の計画期間内である平成 24 年度中に完了することとしています。

(2) 特定支障除去事業等の実施期間の延長

積極的に地下水をくみ上げて水処理を実施するなど、1,4-ジオキサンの汚染拡散防止及び浄化対策などを進めるため、事業の実施期間を 5 年間延長しようとするものです。

なお、これにより工作物の撤去及び跡地整形も平成 25 年度以降に延伸となります。

第 54 回原状回復対策協議会を次のとおり開催する予定です。

どなたでもご自由に傍聴できます。

日時 平成 24 年 11 月 17 日（土） 午後 2 時 10 分から

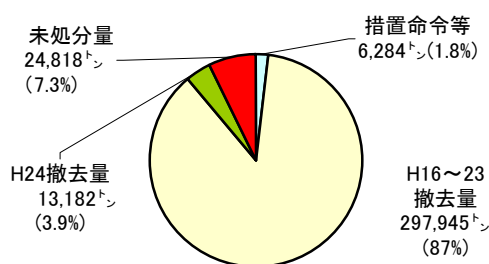
場所 二戸地区合同庁舎 1 階 大会議室（二戸市石切所字荷渡 6-3）

廃棄物の撤去状況について（平成 24 年 8 月末現在）

表：平成 24 年度の月別撤去量

	撤去量(トン)
24 年 4 月	2,448
24 年 5 月	2,402
24 年 6 月	3,182
24 年 7 月	2,618
24 年 8 月	2,532
合計	13,182

平成 24 年度撤去目標 38,000 トン



図：岩手県側廃棄物の撤去状況

※撤去量については、小数点以下の端数処理をしているため、割合の合計が 100%にならない場合があります。

左図に岩手県側廃棄物の撤去状況を示します。

8 月末までに、岩手県側廃棄物推計量約 342,000 トンのうち、約 317,000 トンを撤去しました。